

令和元年度第6回
PFI検討委員会資料

利害関係の確認の 修正案について

1 前回の委員会意見を踏まえた修正について

利害関係の判断基準（前回委員会の案）

① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。

【参考例】委員本人が所有又は株式の過半数を保有している企業が応募者である場合。

<前回の委員会における意見>

- 1 株式の過半数だとかなり多いため、数値は再検討の必要がある。
- 2 株式の保有割合については、関連会社基準を参考にしてはいかがか。
- 3 文部科学省の利害関係者の範囲例（株式又は新株予約権を保有している場合）との考え方の違いを整理する必要がある。



意見 1 及び 2 を踏まえた検討

【修正案】

① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。

【支配力を有する地位の参考例】委員本人が所有又は議決権の3分の1超を所有している企業が応募者である場合。

<委員会意見を踏まえた検討>

- 判断基準の①は、応募者の意思決定に重要な影響を与えることができる者が、事業者選定に参加することが好ましくないという観点から設けた基準である。
- 重要な影響を与えることができるという観点から、会社経営の根本に関わる議案についての**特別決議**（※）の阻止が可能な「議決権の3分の1超を所有」に修正する。
- ※**特別決議**：株主総会での決議の一種で、定款の変更、会社の解散・合併、事業の譲渡など、会社経営の根本に関わる議案についての決議で、その株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議をいう。

<委員会意見を踏まえた検討>

- 新株予約権は、「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利」であるため、所有しているだけでは応募者の意思決定に重要な影響を与えることはできず、判断基準①の支配力を有する地位には該当しないものと思われる。
- また、文部科学省の利害関係者の審査基準では、審査員は応募者を把握した上で、委員本人が利害関係を申告するという前提であるのに対して、本件については、委員は応募者情報が非開示の状況で審査に当たることから、委員は意図的に自身が株式及び新株予約権を保有している企業を優先交渉権者として選定することはできないため、株式又は新株予約権を保有しているだけでは、利害関係には該当しないものと思われる。

2 事務局で再度検討し、修正した項目について

「利害関係の判断基準」を「利害関係の考え方」に修正

利害関係への該当の有無の判断を行うためには、応募者及び委員の双方に詳細な事情を聴取しなければ判断が難しいため、「利害関係の判断基準」ではなく、「利害関係の考え方」に修正したほか、以下の修正を行った。

- 利害関係の考え方の記載内容を修正。①～④いずれの場合も、各項目の関係性に該当し、かつ「公正な評価を妨げる事情があると認められる」場合に、利害関係に該当する。
- 公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについては、応募者から申し出のあった内容を基に、その状況や程度等を考慮し、宮城県民間資金等活用事業検討委員会で判断を行う旨明記
- 参考例の表記の変更
修正前：各利害関係の判断基準の参考例
修正後：「支配力を有する地位」、「経済的關係」、「強い関係性」の参考例
- 参考例の文末に「など」を加筆

利害関係の判断基準（前回委員会の案）

利害関係とは、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間(※)に、次のいずれかの事実が認められることをいう。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合で、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。

※第一次審査書類の提出期限：令和2年5月1日
優先交渉権者の選定期間(予定)：令和3年3月

利害関係の考え方（修正案）

利害関係とは、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間(※)に、次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいう。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との間に経済的関係を有していること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有していること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していること。

※第一次審査書類の提出期限:令和2年5月1日
優先交渉権者の選定期(予定):令和3年3月

利害関係の参考例（前回委員会の案）

① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。

【参考例】

- ・委員本人が役員（代表取締役，取締役，監査役等）に就任している企業が応募者である場合
- ・委員本人が所有又は株式の過半数を保有している企業が応募者である場合

② 委員本人と応募者との経済的関係について、公正な評価を妨げる事情があると認められること。

【参考例】

- ・委員本人が、応募者から俸給，給料，賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合
- ・委員本人又は委員が所属している研究室が、応募者から寄附を受けている場合
- ・委員本人が、応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員本人と応募者との間に、取引があり、かつ応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合

③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有しており、当該委員が審査を行うことが適切ではないと認められること。

【参考例】

- ・応募者の企画提案書の中に、何らかの形で委員本人が参画する内容の記述があった場合
- ・委員本人が所属している法人等から応募があった場合

参考例（修正案）

【支配力を有する地位の参考例】

- ・委員本人が役員（代表取締役、取締役、監査役等）に就任している企業が応募者である場合
- ・委員本人が所有又は議決権の3分の1超を所有している企業が応募者である場合 など

【経済的関係の参考例】

- ・委員本人が、応募者から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合
- ・委員本人又は委員が所属している研究室が、応募者から寄附を受けている場合
- ・委員本人が、応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員本人と応募者との間に、取引があり、かつ応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合 など

【強い関係性の参考例】

- ・応募者の企画提案書の中に、何らかの形で委員本人が参画する内容の記述があった場合
- ・委員本人が所属している法人等から応募があった場合 など

応募者からの申出内容に基づき、その状況や程度等を考慮し、公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについて、宮城県民間資金等活用事業検討委員会において判断を行うこととします。

利害関係に関する申出書の提出について

利害関係に関する申出書は、委員の個人情報や応募企業の機密情報が記載される可能性があることから、コンソーシアムを結成する場合は、コンソーシアムで情報共有することなく、各構成員が直接県に提出することとする。

なお、本内容は個別様式の詳細な内容であることから、以上について様式集及び記載要領に記載する。

委員との利害関係に関する申出書

令和 年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

(コンソーシアム名称)

当社と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の委員及び臨時委員（以下「委員」といいます。）との間における利害関係について、下記のとおり申し出ます。

記

- 当社と委員との間には、利害関係に該当するおそれのある事実はありません。
- 当社と委員（委員氏名： ）との間には、利害関係に該当するおそれのある事実が次のとおりありますので、当該事実を証する書面を添付して申し出ます。

<該当番号（下記①～④のいずれに該当するのか記載）>

<利害関係に該当するおそれのある事実>

利害関係とは、委員と応募者（複数の企業によって構成させるグループの場合は、その構成員である法人その他の団体）の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいいます。別紙「利害関係の考え方」に照らして判断してください。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との間に経済的関係を有していること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有していること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していること。

なお、この申出書による申出内容に虚偽や申告漏れがある場合には、宮城県上工下水官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の事業者選定に係る参加資格を喪失することについて、異議はありません。

- 備考 1 いずれか該当する事項の□を■に塗りつぶしてください。
- 2 利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実がある場合には、当該事実を証する書面を添付してください。

利害関係の考え方

利害関係とは、委員と応募者（複数の企業によって構成させるグループの場合は、その構成員である法人その他の団体）の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいいます。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との間に経済的関係を有していること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有していること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していること。

なお、下線部の参考例については以下のとおりです。応募者からの申出内容に基づき、その状況や程度等を考慮し、公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについて、宮城県民間資金等活用事業検討委員会において判断を行うこととします。

【支配力を有する地位の参考例】

- ・委員本人が役員（代表取締役、取締役、監査役等）に就任している企業が応募者である場合
- ・委員本人が所有又は議決権の3分の1超を所有している企業が応募者である場合 など

【経済的関係の参考例】

- ・委員本人が、応募者から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合
- ・委員本人又は委員が所属している研究室が、応募者から寄附を受けている場合
- ・委員本人が、応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員本人と応募者との間に、取引があり、かつ応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合 など

【強い関係性の参考例】

- ・応募者の企画提案書の中に、何らかの形で委員本人が参画する内容の記述があった場合
- ・委員本人が所属している法人等から応募があった場合 など